

# 熊本県公報

第 1 1 0 3 8 号  
平成 15 年 10 月 8 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(身体障害福祉課) 1
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………( " ) 1
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………( " ) 2
- "……………( " ) 2
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 2
- "……………( " ) 2
- "……………( " ) 3
- "……………( " ) 3
- 道路の供用開始……………( " ) 4
- "……………( " ) 4
- "……………( " ) 4
- "……………( " ) 5
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(畜産衛生課) 5

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………(商工政策課) 5

**登 載 依 頼**

- 公共事業再評価監視委員会の会議の開催……………(公共事業再評価監視委員会) 6
- 労働問題政労使会議の開催……………(労働問題政労使会議) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 979 号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 10 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
やすらぎ荘訪問介護事業所 八代郡竜北町大字鹿島 945 番地	社会福祉法人 白寿会 八代郡竜北町大字鹿島 945 番地 境 茂實	平成 15 年 9 月 29 日	43000100162113	身体障害者 居宅介護

### 熊本県告示第 980 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 15 年 10 月 8 日

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
やすらぎ荘訪問介護事業所 八代郡竜北町大字鹿島 945 番地	社会福祉法人 白寿会 八代郡竜北町大字鹿島 945 番地 境 茂實	平成 15 年 9 月 29 日	43000300137113	児童居宅介 護

**熊本県告示第981号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
やすらぎ荘訪問介護事業所 八代郡竜北町大字鹿島945番地	社会福祉法人 白寿会 八代郡竜北町大字鹿島945番地 境 茂實	平成15年 9月29日	43000200208113	知的障害者 居宅介護

**熊本県告示第982号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
訪問介護事業所福祉サービスセンターほっと館 阿蘇郡産山村大字大利657番地2	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇郡産山村大字大利657番地3 福田 金晴	平成15年 9月29日	43000200207115	知的障害者 居宅介護

**熊本県告示第983号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成15年10月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。  
平成15年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	玉 名 八 女 線	玉名郡南関町大字豊永字尾田 2928番1地先から 同 所 同 字 2998番1地先まで	前	9.0 ～ 13.8	137.1	交 差 点 改 良
			後	9.0 ～ 19.0		
一般 県道	小 地 野 永 谷 線	阿蘇郡波野村大字波野字大道日向 3747番3地先から 同 所 字中大道 3767番10地先まで	前	4.0 ～ 13.0	522.0	単 道 改
			後	10.0 ～ 20.0		

2 区域変更する期日 平成15年10月8日

**熊本県告示第984号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成15年10月8日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一